



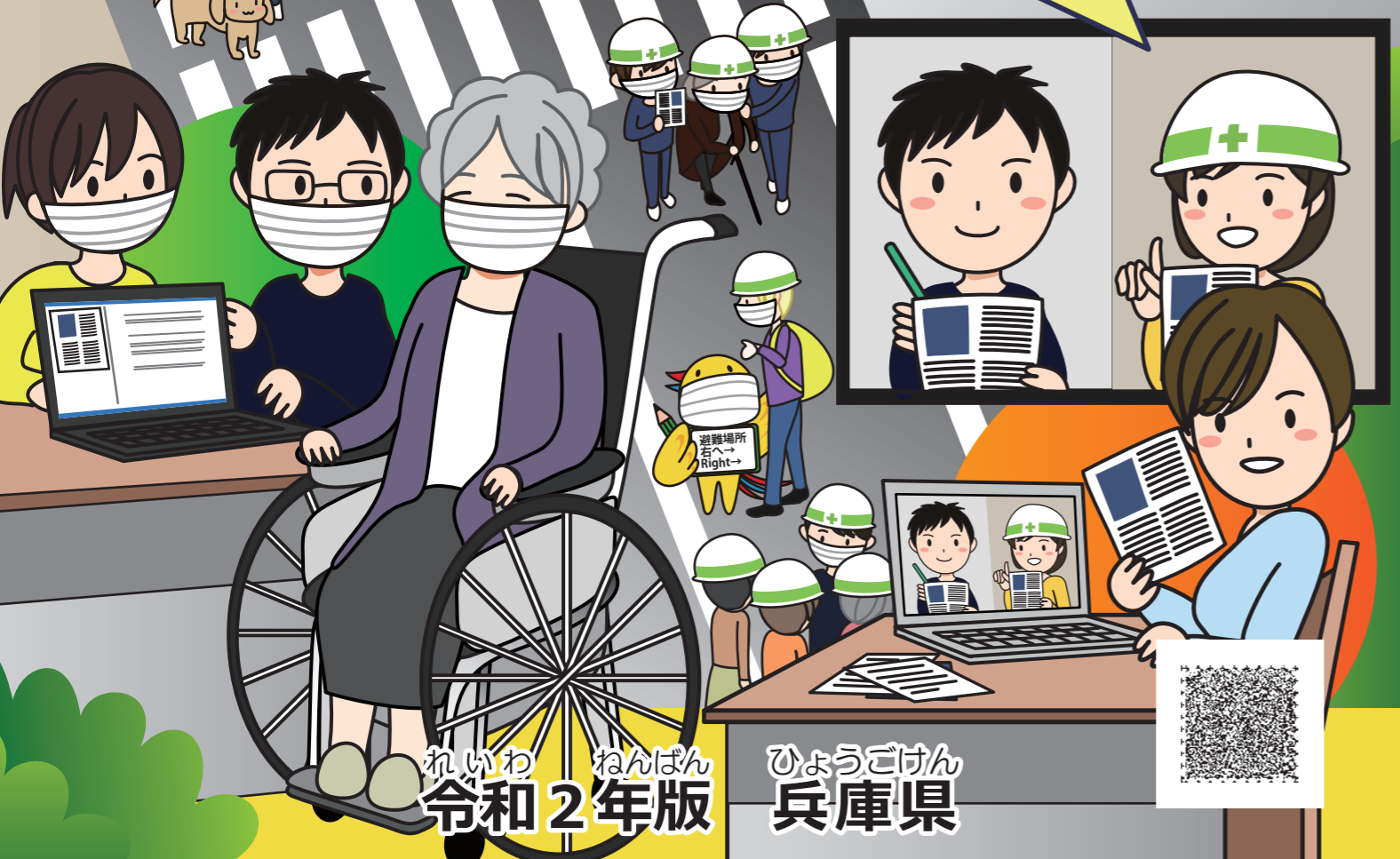
ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者のための



こべつしえんけいかくさくせい てび
個別支援計画作成の手引き

©兵庫県2007

じちかい じしゅぼうさいそしき ちいき みな さいがい ひなん
自治会や自主防災組織など地域の皆さんで災害から避難
こうどうようしえんしゃひとり いのち まも こべつしえんけいかく さくせい
行動要支援者一人ひとりの命を守る個別支援計画作成
しましょう



れいわ ねんぱん
令和2年版

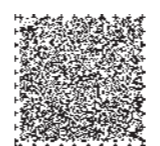
ひょうごけん
兵庫県



よくあるQ & A

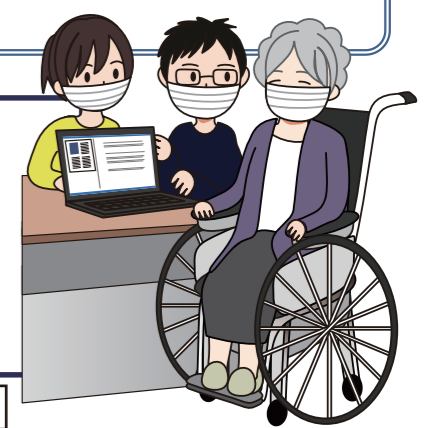


- Q1.** 個別支援計画は必ず作らなければならないのですか？
こべつしえんけいかく かなら つく
- A1.** 作成は義務づけられていませんが、避難行動要支援者の命を地域全体で守るために、個別支援計画を作成し、地域の防災力を高めることが望ましいと考えます。
さくせい ぎむ ひなんこうどうようしえんしゃ いのち ちいきぜんたい まも
こべつしえんけいかく さくせい ちいき ぼうさいりょく たかめ のぞ
かんが
- Q2.** 避難行動要支援者の方が個別支援計画の作成を拒まれたらどうすればよいのですか？
ひなんこうどうようしえんしゃ かた こべつしえんけいかく さくせい こぼ
- A2.** 作成を強制することはできませんが、日頃から本人に災害時の避難や命の大切さを理解してもらい、個別支援計画の作成を促すことが重要です。
さくせい きょうせい ひごろ ほんにん さいがい じ ひなん いのち
たいせつ かりかい こべつしえんけいかく さくせい うなが じゅうよう
- Q3.** 支援者に選任されていても、万が一助けに行けなかった場合、後で責任を問われるのでしょうか？
しえんしゃ せんにん まん いちたす い ばあい あと せきにん
- A3.** 支援者本人と家族の安全確保が大前提です。災害時の助け合いは、「共助」の精神を基に成り立つものですので、助ける側の人の命を犠牲にしてまで、助けることを求められるものではなく、万一、助けられなくても責められるものではありません。
しえんしゃ ほんにん かぞく あんぜん かくほ だいぜんてい さいがい じ たす あ
きょうじょ せいしん もと な た たす がわ ひと いのち
ぎせい たす もと せ
- Q4.** 支援者の人数を確保するのが、難しいのですが？
しえんしゃ にんずう かくほ むずか
- A4.** 自治会の役員だけで、避難行動要支援者の避難支援をすることは困難です。若い人や隣近所の人などの協力を得て、地域全体で協力体制を構築することが重要です。
じちかい やくいん ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえん こんなん
わか ひと となりきんじょ ひと きょうりょく え ちいきぜんたい きょうりょくたいせい こうちく
- Q5.** 個別支援計画の作成に行政からの支援はありますか？
こべつしえんけいかく さくせい ぎょうせい しえん
- A5.** 専門家の派遣等による助言や必要経費の補助により支援を行っています。
せんもんか はけんとう じょげん ひつようけいひ ほじょ しえん おこな



【この冊子に関する問い合わせ先】

こうべしちゅうおうくしもやまてどおり
神戸市中央区下山手通5-10-1
ひょうごけん けんみんぶぼうさいかくきょくぼうさいかくか
兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課
TEL : 078-362-9870 FAX:078-362-9914
E-mail : bousaikikakuka@pref.hyogo.lg.jp



ステップ① ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者について かんが 考えよう！



Q1. 災害が起きた時に新聞やニュースで「避難行動要支援者」という言葉を聞きますがどのような方々をいうのでしょうか？

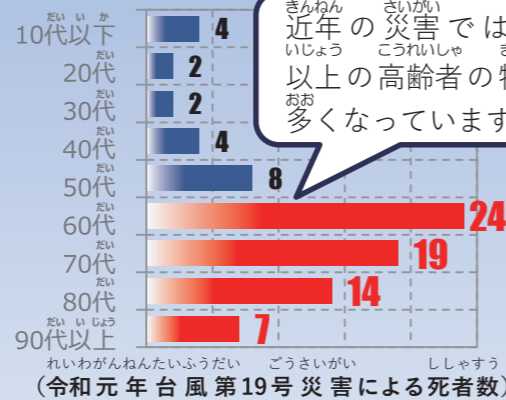
A1. 避難行動要支援者とは避難の時に配慮を要する人のことです。

避難行動要支援者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人などの災害時要援護者の中でも、地震などの災害が起きた時に自力で避難が難しく特別な配慮を要する人をいいます。東日本大震災や熊本地震でも逃げ遅れて犠牲になる、また避難所で厳しい生活を強いられるなどの課題は多くあります。



【避難行動要支援者の特徴】

- ①身の危険を察知できない
- ②救助者に助けを呼べない
- ③自分一人では避難できない
- ④避難所での生活が難しい 等



近年の災害では、65歳以上の高齢者の犠牲者が多くなっています

Q2. 災害から避難行動要支援者の命を守るために行政では日頃からどのような取組をしていますか？

A2. 避難支援が必要な人々の名簿を作成し、地域に提供します。

市役所や町役場では、避難行動要支援者の方々の名簿（「避難行動要支援者名簿」といいます。）を作成・管理しています。災害が起きた時にこの名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。また、名簿に掲載されている方々の同意を得て、自主防災組織、自治会や民生委員等に提供することができます。

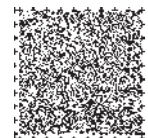


ステップアップ！！

防災と福祉の連携による個別支援計画促進事業

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）が地域による個別支援計画の作成を支援した場合に、居宅介護支援事業所・相談支援事業所等に対し、計画1件につき、7,000円の補助金を支給します。

【お問い合わせ先】
兵庫県防災企画課
TEL：078-362-9870
FAX：078-362-9914
URL：http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/saigaijiyouengosha.html



Q3. 自治会等は名簿を活用して何をすればいいのですか？

A3①. まずは、顔の見える関係をつくりましょう。

名簿を基に、避難行動要支援者がどこにいるのかを確認し、ご自宅を訪ね、顔を合わせることから始めてみましょう。訪問の際は避難行動要支援者の方と付き合いのある福祉専門職の方から話を聞いたり、同行してもらいましょう。また、お祭りなど地域行事に避難行動要支援者やその家族に参加してもらうなど地域との交流を深め、顔の見える人間関係をつくるのが大切です。

【名簿情報の管理について】

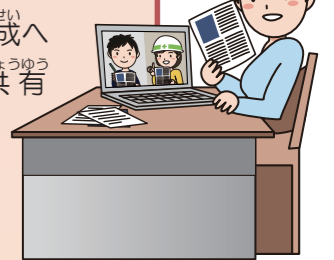
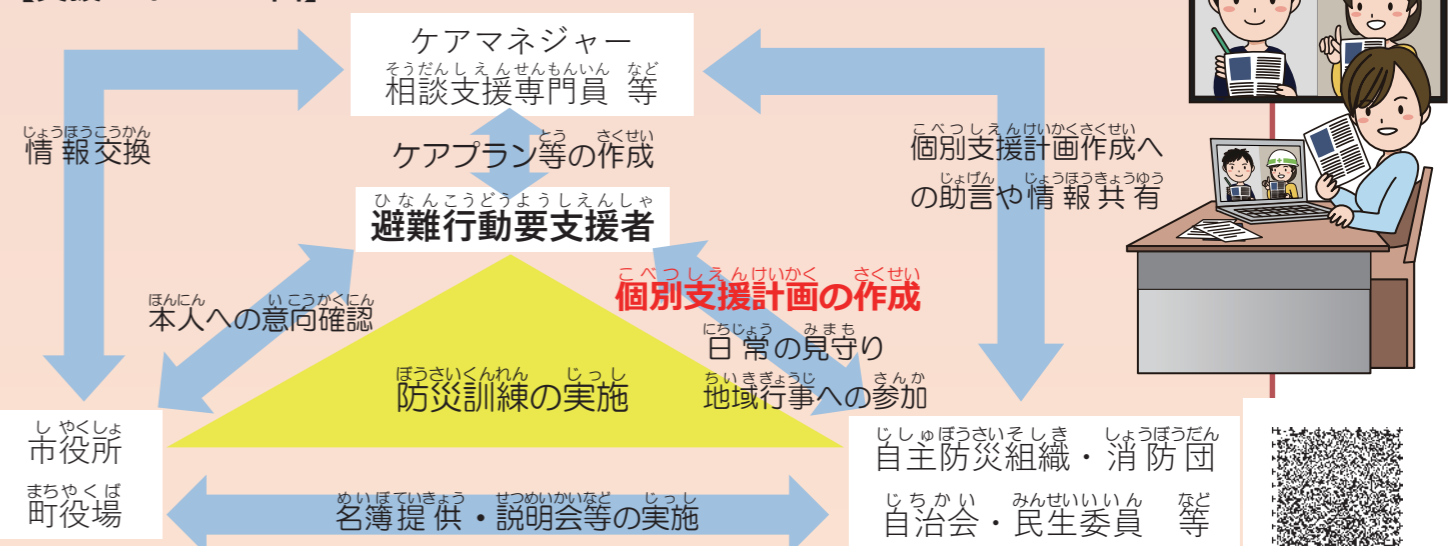
名簿には、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれており、自治会などで適切に管理を行う必要があります。

- 名簿の管理方法（例）**
- 金庫など施錠可能な場所に保管し、複製は行わない。
 - 避難支援を担当する関係者に限り、情報を提供する。
 - 自治会内で名簿を管理する人を特定する。

A3②. 一緒に避難できる仕組みを考えてみましょう。

自主防災組織、自治会などを中心に、地域全体で避難行動要支援者の命を守るための仕組みを考えましょう。一人ひとりの個別支援計画を作成することが重要です。ケアマネジャーなど避難行動要支援者本人の状況をよく知る福祉専門職や様々な団体にも協力してもらいましょう。

【支援のイメージ図】



ステップ② 個別支援計画を作ろう！

Q4. 個別支援計画はどのように作ればよいのですか？

A4. 以下の手順を参考にしながら、計画を作成してみましょう。

災害が起きた時に避難行動要支援者の避難をスムーズに行うためには、一人ひとりのニーズにあった個別支援計画を作成しておくことが有効です。

個別支援計画作成の流れ

自治会役員・民生委員等が避難行動要支援者本人と相談しながら、災害が起こった時にどのような支援が必要なのかその内容を確認しましょう。

(ポイント)

- 一人ひとりの特徴に応じた支援内容を検討しましょう。
- 避難行動要支援者と日頃から接している福祉関係者からも、災害が起こった時に配慮すべきことなどを確認しておきましょう。

避難をするのに支援が必要な避難行動要支援者に対して、避難支援に協力いただける方（避難支援者）を選任しましょう。

(ポイント)

- 支援者が被災する場合などを想定して、複数人をお願いしましょう。

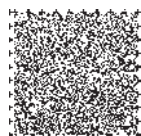
自治会役員や民生委員、避難支援者、本人等とで情報伝達方法、避難経路、避難方法などについて相談し、個別支援計画を作成しましょう。

個別支援計画の記載内容(例)

①氏名 ②性別 ③年齢 ④住所 ⑤電話番号 ⑥家族構成 ⑦疾患名
 ⑧服用薬 ⑨心身の状況 ⑩利用している福祉サービス事業者名
 ⑪かかりつけ医 ⑫避難経路 ⑬避難方法 ⑭避難先

(ポイント)

- 自宅から避難先までに危険箇所はないか地図などで確認しましょう。
- 災害の種類（地震、風水害、津波）ごとに避難方法や避難場所を変える必要はないか検討しましょう。
- 障害種別など支援者以外に知られたくない情報がないか、避難行動要支援者本人の意向を十分に確認しましょう。



個別支援計画の様式(例)と記載する際の留意点

(様式例1-表) 避難行動要支援者のための個別支援計画 (記入例)

氏名	兵庫 一郎	年齢	53歳	性別	男・女
住所	神戸市中央区下山手通5-10-1				
電話	078-XXX-XXXX	FAX	078-XXX-XXXX		
E-mail	Ichiro.Hyogo@abc.com				
基礎情報	両親は京都府在住 疎遠でほとんど連絡なし	建築時期	昭和63年	構造	木造2層建
家族構成・同居情報	姉(大阪府在住)が隔週で様子を見に来る	居室	未実施	家具固定	未実施
その他留意事項	4年前に障害者支援施設を退所後、グループホーム生活をjて、昨年7月から一人暮らし	居室	見取図	居室	居室
要支援情報	介護認定 (認知症) 有・無	障害者手帳	身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉症)		
利用中の医療福祉サービス	介護保険/サービス	障害福祉/サービス	児童福祉/サービス	医療機関名称	
家族等緊急連絡先	①氏名 兵庫 はなこ	続柄等	姉	住所	大阪府池田市〇〇〇
緊急時の情報伝達	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。漢字の多い書類は理解が困難であるため、図やひらがな、ルビを活用する。				
特記事項	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。パニックの際は自衛行為の可能性がある。				

この様式は、あくまで一例です。もう少し簡素でわかりやすい様式にする、感染症対策に必要な事柄を追加するなどの工夫をしてみてください。

最初から項目全てについて記入する必要はありません。本人、自治会、福祉関係者で話し合い、必要な項目について少しずつ書き足していきましょう！

普段利用している事業所やケアマネジャー・相談支援専門員の連絡先も記載しておきましょう。

本人と面談して、どのような手段を用いれば、確実に情報を伝えられるか確認しましょう。

ケアマネジャー等から避難する際に必要な情報を聞いてみましょう。

明らかに医療や施設での介護が必要な方について、市役所・まちやくば、そだん、ひなんばしよ、きんやう、役所・町役場と相談し避難場所を記入しましょう。

ステップアップ!! ひょうご安全の日助成事業

こべつしえんけいかくなど、さくていとく、じしゅほうさい、個別支援計画等の策定に取り組む自主防災組織、自治会等に対して、計画策定に必要な経費の助成や専門家の派遣による支援を行っています。

【お問い合わせ先】
 ひょうご安全の日推進県会議事務局
 (兵庫県復興支援課内)
 TEL: 078-362-9984 FAX: 078-362-4459
 URL: http://19950117hyogo.jp



ステップ③ 個別支援計画を活用して、避難訓練をしよう！



Q5. 個別支援計画を作っても、実際に災害が起こった時に避難

行動要支援者と上手く一緒に避難できるでしょうか？

A5. 避難行動要支援者を想定した訓練を実施しましょう。

計画どおりに避難行動要支援者を避難させることができるかを確認するために市町や地域で行われている防災訓練の中で、避難行動要支援者を想定した訓練を実施しましょう。実際に訓練を行ってみて、改善点などを個別支援計画に反映させましょう。また、行政からの支援メニューも活用しましょう。

ひょうご防災減災推進条例が制定されました（平成29年3月6日）

兵庫県は、県、市町、自主防災組織、県民、事業者等による防災減災の具体的な活動を明記した「ひょうご防災減災推進条例」を制定しました。この条例では、自主防災組織等の取組内容として、個別支援計画の作成や計画に基づいた訓練に取り組むことなどが定められています。



【避難行動要支援者避難訓練（例）】

① 訓練のシナリオ、役割分担を決めましょう

訓練に参加する方が訓練の開始から終了までどういった行動をしていくのか時系列ごとに整理しましょう。また、参加される方がそれぞれのどのような役割を担ってもらうかを決めましょう。

② 必要な資機材を揃えましょう

避難行動要支援者を避難させるためには、車椅子、リヤカー、担架などの資機材が必要となります。自分達の地域にどのような資機材があるのか確認しましょう。また、福祉現場の方から話を聞いたり研修を受けるなどにより、資機材の正しい使用方法を習得しましょう。

③ 避難経路の確認をしましょう

消防団など自主防災組織の人と、自宅から避難場所までの経路を歩いてみましょう。普段歩いている道、建物や塀などでも災害が起こった時に危険な場所はないか確認しましょう。市町が作成しているハザードマップにも危険箇所、避難場所等の様々な情報が掲載されているので、併せて活用しましょう。

④ 訓練を振り返りましょう

訓練に参加された方の意見や記録などをもとに、うまくいったこと、失敗したことなどを皆で話し合っ、改善点などを個別支援計画に反映させましょう。



避難訓練の様子（兵庫県南海トラフ地震津波一斉避難訓練）

ステップアップ！！

ひょうご防災特別推進員の派遣

自主防災組織、自治会、学校等からの要請に応じて、「ひょうご防災特別推進員」を派遣（無償）し、防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言などの支援を行っています。

【お問い合わせ先】

ひょうご安全の日推進県民会議事務局
（兵庫県消防課内）

TEL：078-362-9819 FAX：078-362-9915

URL：http://19950117hyogo.jp

ステップアップ！！

ひょうご安全の日助成事業

自主防災組織、自治会等において行う実践施設への見学を含むなどに対して、必要な支援計画等をすでに作成している団体がした計画等に基づいて整備する資機材も

【お問い合わせ先】

ひょうご安全の日推進県民会議事務局
（兵庫県復興支援課内）

TEL：078-362-9984 FAX：078-362-4459

URL：http://19950117hyogo.jp

実践活動事業

体系的な防災訓練や防災学習（防災教育）の経費の助成を行っています。また、個別助成対象事業を実施する場合は、作成助成の対象となります。

